

口座振替のお手続きについて

令和5年4月から、学校給食費公会計化に伴い、諫早市が学校給食費を徴収することになります。

学校給食費は、原則、口座振替による徴収となりますので、全ての児童・生徒についてお手続きをお願いします。

なお、指定する金融機関により、お手続き方法や、提出書類が異なりますので、ご注意ください。

1 十八親和銀行の口座を指定する場合

インターネットによるWEB口座振替受付サービス(こうふりネット)、または、「口座振替依頼書」(書面)のいずれかの方法でお手続きください。

①「WEB 口座振替受付サービス」によるお手続き(別添チラシをご覧ください。)

キャッシュカードの発行を受けている口座であれば、お手続き可能です。

お手続きが完了(登録完了のメールが受信)されましたら、「**口座振替 WEB 手続き完了報告書**」を記入し、配付している封筒に入れ、学校へ提出してください。

※ 児童・生徒が2人以上いる場合は、それぞれ登録操作が必要です。

※ 口座振替依頼書の提出は不要です。

②「口座振替依頼書」(書面)によるお手続き ※裏面の記入例をご覧ください。

記入例を参考に必要事項を記入し、届出印を押印のうえ、**3枚全てを配付している封筒に入れて、学校へ提出**してください。(裏面の記入例をご覧ください。)

2 十八親和銀行以外の金融機関の口座を指定する場合

「口座振替依頼書」(書面)によるお手続きとなります。

記入例を参考に必要事項を記入し、届出印を押印のうえ、**3枚全てを配付している封筒に入れて、学校へ提出**してください。(裏面の記入例をご覧ください。)

ご 注 意

- ◆口座振替のお手続き後に振替口座を変更したい場合は、金融機関窓口で廃止の手続と、新たに口座振替のお手続きをお願いします。(各学校ではお手続きできません)
- ◆「WEB 口座振替受付サービス」によるお手続きは、令和5年4月30日をもって終了します。その後のお手続きは、書面によるお手続きのみとなります。